

兵酪協発 第18号
令和2年4月17日

関係各位

兵庫県酪農農業協同組合
代表理事組合長 永田 幹彦



和牛精液及び和牛受精卵の譲渡契約約款について

平素は組合購買事業に対し格段のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、標記の件につきまして、農林水産省は「和牛遺伝資源の流通管理に関する検討会」の中間とりまとめを受けて、精液・受精卵の生産事業者（家畜人工授精所等）が精液等の和牛遺伝資源を販売する際には販売先と譲渡契約を締結するよう推進しています。

そこで、当組合は関係者皆様の負担を軽減できる契約方法について検討した結果、本年4月1日に施行されました「定型約款」の方法で譲渡契約を実施することといたしました。

つきましては、当組合の対応を下記のとおりご連絡しますのでご理解の上ご協力いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

記

1. 譲渡契約

当組合が定めた譲渡契約約款を販売先に示し、その内容を了解いただいた上で、精液・受精卵を販売いたします。（定型約款による合意）

2. 譲渡契約約款

裏面のとおり

3. (参考) 定型約款について

民法第2章第1節第5款に規定されている「定型約款」です。

定型取引を行うことへの了解については、その内容が定型約款によることを表示していれば、個別に契約を締結しなくても、定型約款によることとして合意したものとみなされるものです。

具体的には、当組合が精液・受精卵を国内利用に限定する等の約款を、あらかじめ作成し、組合員等の相手方に表示し、相手方が取引に応じた時点で、約款に従う旨の合意をいただくことにより、相手方と個別に契約書を交わさなくとも契約が成立することとなります。

以上

和牛精液及び和牛受精卵の譲渡契約約款について

本組合では、農林水産省が設置した「和牛の遺伝資源の流通管理に関する検討会」の見解である「和牛遺伝資源を取引する際には、適切な品質管理を前提に利用許諾条件を設定した契約を締結することにより情報財としての価値を保護する慣行を現場に普及・定着させることが効果的である」を受けて、令和2年4月1日から、本組合が販売等で譲り渡す全ての和牛精液及び和牛受精卵について、次の定型約款(※)に基づき対応することをお知らせします。

(※：民法第2章第1節第5款に規定する「定型約款」(令和2年4月1日から施行)に該当するものとなります。)

和牛精液及び和牛受精卵の譲渡契約約款

この約款（以下「本約款」といいます。）は、兵庫県酪農農業協同組合（以下「本組合」といいます。）が販売等で譲り渡す和牛精液及び和牛受精卵（以下「本和牛遺伝資源」といいます。）の利用条件を定めるものです。本和牛遺伝資源を本組合から譲り受ける皆さま（以下「組合員等」といいます。）には、本約款に従って、本和牛遺伝資源を御利用いただきます。

第 1 条（適用）

本約款は、組合員等と本組合との間の本和牛遺伝資源の利用に関わる一切の關係に適用させていただきます。

第 2 条（禁止事項）

組合員等は、本和牛遺伝資源を使用し、又は第三者へ譲り渡すに当たり、以下の行為をしてはいけません。

1. 家畜改良増殖法など関連法令に違反する行為
2. 本和牛遺伝資源を日本国外に持ち出すための行為
3. 本和牛遺伝資源を日本国内で飼養される肉用牛の生産及び改良の目的以外で利用する行為

第 3 条（第三者への譲渡）

組合員等は、本和牛遺伝資源を第三者に譲り渡す場合には、本約款と同様の内容を当該第三者に義務づけなければいけません。

第 4 条（規約の変更）

本組合は、必要と判断した場合には、組合員等に通知することなく本規約を変更することができるものとします。

以上

和牛精液・受精卵の 農家間売買は 犯罪です！



家畜人工授精所の開設許可を
受けていない方が、精液・受精卵を
他者へ譲渡することは**違法**であり、
厳罰に処せられます。